

# 海外ビジネスと保証状について



K International Intelligence  
代表  
甲良 親弘

## 1. はじめに

海外との輸出入取引・プラント関連取引は、金額的に大きなものとなる場合が多く、取引が完了するまでに長期間にわたることもあります。売手の信用状態・経営状態は、契約を締結した時点では問題がなくとも、ある一定期間が経過するとその状況が悪化して商品の納入が行われなかったり、プロジェクトが止まってしまう可能性があるため、買手側にはリスクがあります。こうしたリスクをカバーするために信用力のある第三者である金融機関が発行する保証状を活用し保全を図っています。

## 2. 保証状の種類

国際的な取引に活用される保証状の主な種類と内容については以下のとおりです（図表1）。なお、保証状は英語ではbondやguarantee等と表現されますが、基本的には同種の内容です。

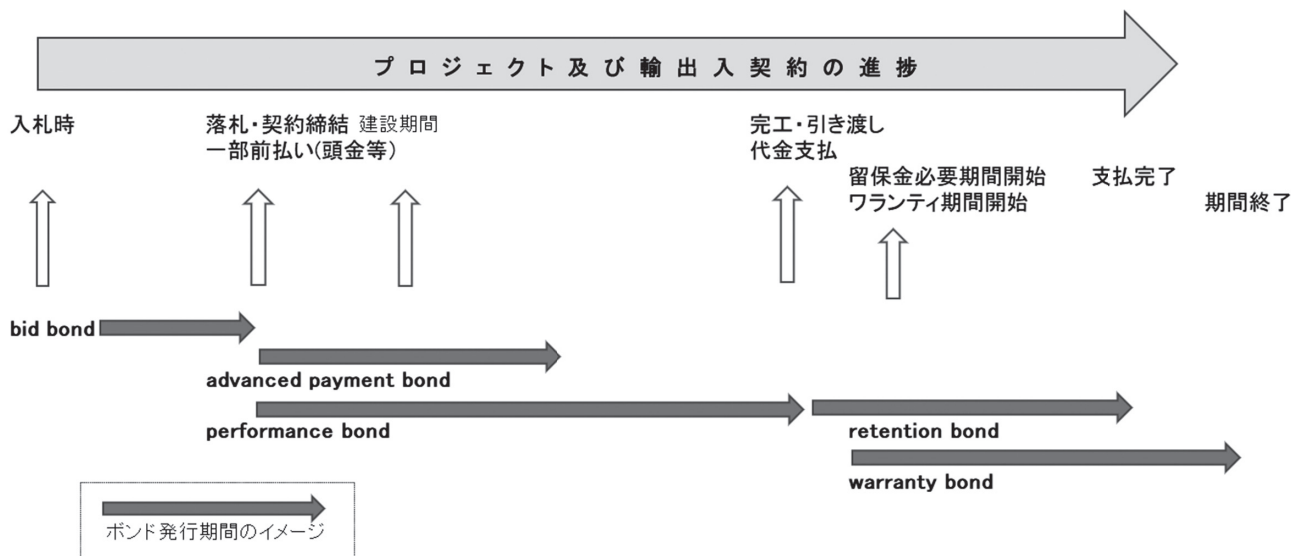
## 3. 保証状の活用例

保証状が輸出入契約やプロジェクトの進捗と対比してどのように活用されるかについてフロー図を作成しました（図表2）。実際の取引においては必ずしもマッチしない場合もあるかもしれませんが、おおむね図のように活用されています。

図表1

種類	内容
Bid bond (入札保証)	売り手が輸出入取引やプラント契約に関し入札に参加する場合に、契約金額の一定額を買手に差し入れる
Advanced payment bond (前払金返還保証)	売買契約締結後、買手が商品の受領前に前払いを行う場合に、その一定額に対して売手が金融機関の保証状を差し入れる
Performance bond (契約履行保証)	プラント輸出等の契約を履行するに当たり、契約の発効から完了までの間のプロジェクトの完工リスクを保全するため、契約金額のある一定額の金融機関発行の保証状を差し入れる
Warranty bond (ワランティ保証) (Maintenance Bondという こともあり)	工事が終了・検収も終了した後・ないしは納入した機械等の商品に、プラントや商品に瑕疵が見つかる可能性がある。そのため、買手側は、ある一定期間こうした偶発的な損失をカバーするため、当該ボンドを要請することあり（いわゆる品質保証とは異なる）
Retention bond (リテンション(留保金)保証)	プラント建設等において、輸出者等の責任が完全に履行されたことが確認されるまでの間、代金・対価の支払いの一部を留保することがあり、この留保部分のことを「リテンション」という。留保部分の資金を留保する代わりに、銀行保証状を差し入れることで、売手側は資金の有効活用が可能となると同時に、買手側は現金を差し入れてもらったのと同等の効果が得られる

図表 2



なお、契約により求められる保証状は異なりますので、どの保証状が使用されるかは当事者の合意に基づきケースバイケースとなります。

#### 4. 発行形態

保証状の発行形態には、日本の企業が海外での事業のために発行する場合には、日本国内の金融機関で発行し、書面を保証状の受益者に提出する方法ないしは信用状と同様にスイフト (Swift) を使用して海外に発電し保証状の受益者にアドバイス (通知) する場

合と、日本国内の金融機関が、海外の本支店・現地法人に発行を依頼したり、コルレス銀行にて発行する方法があります。この場合、日本の金融機関は裏保証を差し入れることとなります。(図表 3)

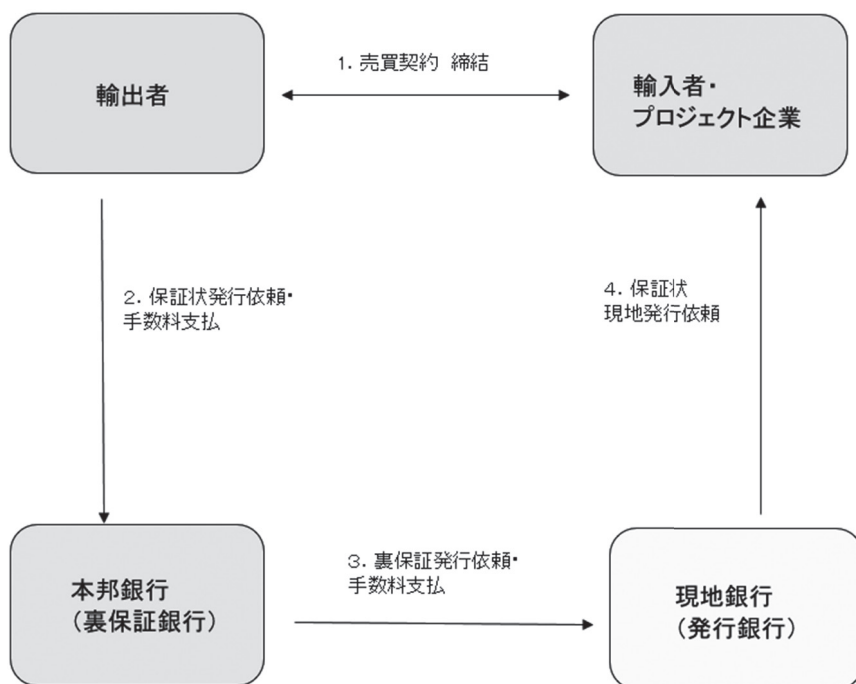
#### 5. URDG758について

保証状はさまざまな準拠法で発行されていますが、近年は国際商業会議所が定める規則である「統一保証状発行規則 (Uniform Rule for Demand Guarantee) No.758 (URDG758) を遵守する形で発行されることもあります。URDG758は2010年7月より発効し今に至っています。

URDG758はあくまで規則であって、ある国の法律ではありません。あくまで当事者の合意の元により使用されます。これは信用状統一規則 (UCP600) と同様の考え方です。

筆者の私見ですが、実務上は、URDG758に準拠した保証状は、国際商業会議所が期待したほど多く発行されていないのではないかと実感するところです。この場合発行銀行の所在地の法律に準拠するケースが多くなっています。UCP600が貿易取引のグローバルスタンダードとなっているのとは大きく異なっています。

図表 3



## 6. 留意点

保証状は発行される期間がプロジェクトの進捗に合わせて長いケースが多く、また金額も巨額なものとなることもあり、保証状の記載内容については慎重な検討が求められます。

保証状は要求払いが求められ (on demand)、万一支払請求が保証状の受益者よりなされてしまった場合には、保証状発行者（銀行）は支払に応じなければなりません。保証状発行を依頼した企業は、その支払に対して求償を無条件に求められます。

保証状は日本国内ではあまり利用されていない金融手法ですが、日本企業がたとえば購買等の海外取引を前払いで行う際に、海外企業に対して保証状を差し入れていただいたうえで取引を行うといった利用方法もあるかと思えます。

保証状に関する企業研修（有料）も行っておりますので、ぜひともご活用下さい（「JOI企業研修に関するご提案」P. 32）。

（筆者紹介）

1987年、早稲田大学商学部卒。住友銀行（現三井住友銀行）およびドイツ銀行、クレディ・アグリコル銀行、オーストラリア・ニュージーランド銀行などの欧州系およびアジア系の外資系銀行に約30年間勤務。住友銀行在職中は、日本企業の輸出入に関するファイナンス業務や海外進出に関する業務に従事、日本輸出入銀行（現国際協力銀行）への出向によるプロジェクト金融も経験。外資系投資銀行では、輸出債権のリスクヘッジ・資源輸入ファイナンス・海外プロジェクト向け融資・大規模プロジェクト向け保証状発行業務を責任者として推進。

銀行在職中は個人、中堅中小企業、大企業まで多種多様なセグメントの顧客を担当し、エマージングマーケットビジネスに精通、香港での勤務も経験。2016年からは事業会社（ウェルス・マネジメント株式会社）やベンチャー企業にて管理部門の責任者・執行役員も務めた。

貿易・海外事業・金融関連のコンサルティングを行うべく、K International Intelligence (KII)を立ち上げ、現在に至る。

（著書）

『貿易・国際取引・外国為替取引ハンドブック』2021年4月発刊（スリースパイス出版、アマゾンにて販売）

出版リンク <https://amzn.to/34wc6Zg>

